

平成26年11月7日

◎土森委員長 ただ今から、決算特別委員会を開会いたします。 (9時59分開会)

本日の委員会は11月5日に引き続き、平成25年度一般会計及び特別会計の決算審査についてであります。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてあります日程案によりたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土森委員長 御異議ないものと認めます。

《地域福祉部》

◎土森委員長 それでは、地域福祉部について行います。

初めに部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

(執行部の総括説明)

◎土森委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎土森委員長 最初に、地域福祉政策課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎金子委員 なかなか息の長い取り組みで、この成果をどう出していくのかもなかなか難しい事業ばかりですけれども、その中で2点だけ。一つは地域福祉事業費です。社会福祉協議会に、福祉人材センター運営費など、いろいろ多額の補助金と委託料が出ていますけれども、県が求める事業内容についてのチェックはどういうふうに行っているのか。いろんな項目や課題があるわけですけれども、それはそれで任せっきりののか。経過を時系列に整理して、成果がどうなのかというチェックが必要ではないかと思っております。その辺の取り組みについて。もう一つは民生委員・児童委員の活動費補助金です。いろいろな場で民生委員が活躍する場が出てくるわけですが、100万円の不用額が出ています。この活動内容についての不用の理由です。その二つについてお尋ねします。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 二つ質問をいただきました。まず一つ目の地域福祉事業費で、県社会福祉協議会に補助や委託で、さまざまな業務を行っていただいておりますが、それについてのチェックという御質問でした。これにつきましては、最終的には各市町村の取り組みに反映していくものであり、代表的な取り組みとしましては、県と県社協、市町村、市町村社協の四者協議を行いながら、取り組みの実効性や課題などを確認しながら進めております。その中でチェックもできるように努めているところです。

県社協との個別の打ち合わせなども定期的に頻繁に行っております。また、予算編成を

通じて、P D C Aという形で、本当に効果的な取り組みの仕方になっているかはチェックしております。ただそれには努めているつもりですが、意思の疎通というところで、まだ取り組める余地もあるかもしれません。そこは県社会福祉協議会と協議をしていきたいと思いをします。

きょうも事務局長に県庁に来ていただいて、そんなところや来年度予算について、意見交換をするようにしております。いろいろな場で、御指摘の点については気をつけてまいりたいと思いをします。

それと、民生委員・児童委員に関する補助金で不用が出ているということです。これは、事務局を市町村社協などに担っていただいているところもあり、足りなかつたら困るということで、多目に交付申請しておいて、最終的には余ってしまうこともありがちです。それについても、せつかく予算化した分ですので、効果的に活用していきたいと思いをします。いずれにしても、各民生委員協議会事務局を務める県社協や市町村社協が多いですけれども、そういうところと意思疎通を図る中で、課題点等を探っていきたいと思いをします。

◎金子委員 なぜ二つの質問をしたかと言いますと、支え合いの地域づくりをどう進めるかという大きな課題があるわけです。ますます高齢化が進んでいく。非常に地域の支え合いが求められる。市町村も市町村社協ももう少し力を入れてやっていただきたい。どうもその辺の突っ込みが足りないと思いをします。支え合いの地域づくりのためには、民生委員などもさらに活動していかないといけない。また、養成講座や研修をなるべく多くして、多くの人がそういう意識になっていかないといけない。一部の熱心な人はありますけれども、支え合いの地域づくりが本当に進んでいるのかなという見方をしたときに、残念ながら、余りそういうことが感じられないところが多いです。もう積極的に、私どもが高知県の中山間を踏まえた高齢者地域づくりで支え合う。それをやらないと行政では手が届かない状況になってきますので、さらに進めていただきたいと思いをします。課長の意気込みをお願いします。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 金子委員には、以前から、いろいろな御指摘もいただいております。我々も課題だと思っております。これまでも、支え合いの地域づくりの関係で補助金などを通じて市町村、市町村社協の取り組みを支援させていただいてきたところですが、まだまだ市町村にばらつきもあるような状況ですので、どうやっていくかを検討しています。その中で民生委員・児童委員の負担軽減と活動の充実を両立させていかないといけないということもあります。それから、それを支えるのが市町村社協などということを一先ほども出させていただきましたが、事務局を担っている部分もありますので、民生委員や児童委員、市町村社協の活動をしっかりと活発化していく。それと住民と一体になって取り組んでいくことが必要になります。そこは改めて、先進的な取り組みをしている市町村などの例も参考にしながら、来年は仕組みづくりの新たな取り組みも検討しないとい

けない。いろいろな関係者が関与することによって、制度サービスにつながっていないとか、制度サービスの隙間で悩んでおられる方など、さまざまな社会的な課題が見えてきておりますので、各地域で柔軟に対応できる体制ができるような取り組みを検討していきたいと考えております。

◎金子委員 もう1点だけ。課長から前を向いたお話いただきました。来年以降、まず、本当に成果がどうなのかという見方をしていただきたい。そのためには手始めに、市町村社協の事務局長レベルを徹底的に研修、スキルアップして、動機づけも一緒にやらないと、なかなか行政が求めるような成果は出てこないと思います。来年度から新しい取り組みというお話も出ましたので、ぜひ、事務局長レベルの研修を実施して、取り組みを進めていただきたいと思います。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 事務局長もいろいろで、すごく前向きにやっていたいている市町村もありますし、少し活発でないところもあります。御指摘を踏まえて、研修という形になるのか、みんなで仕事を通じて質を上げていくということか、そこら辺も含めて検討しながら、地域での課題に的確に対応できる体制づくりを進めていきたいと思っています。

◎土森委員長 今の話ですけれども、やはり市町村社協にしっかりした指導をしないと、各市町村で濃淡があります。一定の能力を発揮するとなると、組織的にどう動くかをやっていかないと、だんだん格差が広がってくると思います。研修という話がありましたけれども、そんなことも含めて、いい体制をつくるよう指導してください。

◎池脇委員 関連します。それぞれの民生委員・児童委員の動き、支え合いにかかわる人たちの動き、あったかふれあいセンター等の関係の人たちの動きなどが、個別にこういうふうに予算化されて補助されている。一方では、老々介護でケアラーという人たちの存在も大きな課題に上がってきている。それらの人たちが相対的に高齢化しているのが、地域の実情であろうということなので、もう少し有機的なつながりができて、相乗効果が出てくるような具体的なサポートをしていかないと、それに携わる人たちの労を多くするだけで、余り報われないのではないかと思います。そのあたりの御認識はいかがですか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 関係者でネットワークをつくって、当然そこには市町村社協も中心的な存在として入ってくると思います。そういう中で、課題には医療、保健、福祉、介護、それ以外にも雇用や教育、司法面での対応など、いろいろな専門職が多職種でカバーし、つながって個別のケースに対応していかないといけないようなことがあります。そういった部分をいろいろな制度で進められている部分もありますが、とにかく、その地域でいろいろな職種で支えることのできる体制づくりを進められればと思っています。ところで。

◎池脇委員 県はもう少し実態を掌握する必要があると思います。例えば民生委員・児

童委員になっている方が高齢であることは認識していますよね。例えば、その方たちの家庭が老々介護の状態になっている、あるいは元気でも、それ以外にも地域のいろいろな役職を背負っているような状況がある。民生委員・児童委員の仕事に専念して地域の活動をしっかり充実していく形にはなり得ていない状況があります。だから、そういう人たちだけでいいのかということがあるわけです。そういう実態を踏まえて、この地域には民生委員がこれぐらいいるから十分対応できるという認識について、もう少し正確な認識を持つ必要があると思う。一方、民生委員は、大体の方が児童委員も一緒にやっています。発達障害の子供がかなり多くなってきています。そういう方の訪問やその家庭の相談事でやるべきことがふえてきている。しかし一方では、時間やエネルギーは非常に弱くなってきている状況をもう少しきちっと捉えた上で、きめ細かな対応をしてあげないといけない。現場でやっている人たちの重荷を軽くしてあげて、やるべきことに集中できる環境をつくってやらないと、市町村や地域任せなどではなかなか効果が上がらないのではないかと思います。その点はいかがですか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 非常に大事なことだと思っております。一方では、難しい課題でもあると受けとめています。地域で支えていただいている方や、民生委員、自治会の区長、会長などに任せっぱなしでは当然いけません。それに対してサポートする体制を確保していかなければいけないと思います。必要なサービス、専門的なサービスにつないでいただけるような取り組み、それも一つの専門的なサービスだけではなく、このサービスも、こっちのサービスも要ることがあります。その専門職種もいろいろな職種が形成されてきていると思います。いろいろな方の御協力をいただけるようお願いしながら、体制づくりをしたいと思っています。そういった点は、県社協とも一緒に動いていただかないといけません。そういう点を含めて、また、御相談したいと思っています。

◎池脇委員 超高齢化社会になってきての対応ですので、以前の状況とは抜本的に現場の環境が変化しているという認識に立つならば、今の状況で具体的にこういう役割をしてくださっている方が直面している課題を、一度きめ細かい部分まで調査、アンケートでもよいですので、その課題を明確にして、どうすれば解決できるのかを考える必要があるのではないかと思います。そうしないと、大まかな網は打っているけれども効果が余り出でこず、負担だけがふえてきている現状がこれからも浮き彫りになってくるのではないかと思います。そのあたりはいかがですか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 現地の状況把握ではアンケートというやり方もあるとは思いますが、ことしは、民生委員、各地区の協議会長などとの意見交換をやっています。その中でいろいろな相談事の情報行政に持ちかけるけれども結果の連絡がないこと、定例的な会を持ってみんなで話し合っ一人の民生委員が抱え込まないようにしていること、福祉委員を設置する中で助けてもらっていること、民生委員だけの確保でも難しいの

に福祉委員の確保はさらに難しいのではないかなど、いろいろな御意見をいただきました。池脇委員がおっしゃるように、地域でいろいろ実情が違ふと思いますので、引き続き現状把握に努めていきたいと思ひます。また、ことは介護や障害福祉の計画づくりを担当課で進めており、その中で現状を把握することにもなります。1年遅れますけれども、来年は県の地域福祉支援計画をつくって5周年で、改定時期になりますので、あわせて何らかの形で地域の状況把握をしながら、実のあるものにしていかないといけないと思ひておりますので、検討させていただきたいと思ひます。

◎横山委員 あったかふれあいセンターについて。あったかふれあいセンターや集落活動センターは、尾崎知事が中山間地域の福祉の拠点あるいは集落活動の拠点という形で取り組んでおるわけですが、今回、2,000万円ぐらゐの不用額が出た。当初からはかなりの減額をされて、それでも不用になっているのではないかとと思ひます。市町村の事業見込みが下回ったとの説明がありました、もう少し詳しく。このことについて、どんどん事業をふやして、予算が使われる状況を生まないといけないと思ひます。その中でこんなに補助残が出るということですので、そこらあたりもう少し詳しく説明していただけますか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 あったかふれあいセンターの不用額につきましても、先ほどの民生委員の補助金の減と同じ説明になって申しわけないのですが、やはり市町村が少し安全域を持った形で補助申請してきて、ぎりぎりまで置いておって、最終的に実績報告をいただいた際には、結構落ちていたということがあります。そこら辺、同じことを繰り返してもいけませんので、途中で確認しながら余りそうになったら、こういうことに活用できないかとかいうことを、もう少し市町村との意思疎通を図っていく必要があると思ひます。

◎横山委員 市町村と意思疎通を図るのは当然だと思ひます。市町村と事業について、十分な意見交換ができてない結果、市町村がなかなか受け入れにくい、あるいは補助してもらいにくい中で、2,000万円という補助金が残ったのではないかとと思ひます。地域福祉部として、将来的なあったかふれあいセンターの位置づけは説明を受けたのでわかりますが、どうふやしていくのか、それとも事業メニューをどんどんふやすことによって、地域の福祉の拠点を守り育てていくのか。そこらあたりどう取り組まれますか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 あったかふれあいセンターを利用される方は割と健康状態がそんなに悪くない自立の方、それから要介護ではなく要支援という軽い方が来られています。そういう方が集いの場に来ていただくとか、あったかふれあいセンターの訪問活動を受けていただいて、いろいろな悩み事の相談や困り事の対応をあったかふれあいセンターが担うことで、その人の生きがいや心身の健康状態の好調につながっていくと思ひます。今後、どんどん高齢化が進んでいく中で、そういった取り組みが重要だと思ひております。できるだけ健康寿命を長く確保する上では、非常に大事だと思ひておりますので、

今後も広げていきたいと思っています。それが拠点の数になるのか、サテライトという形での広がりや訪問活動の展開など、いろいろなカバーの仕方があると思いますけれども、できるだけ利用者をふやしていきたいと思っています。そういう中で、市町村との意思疎通を図っていききたいと思っています。それと介護保険制度の見直しの中で予防給付の見直しもありますので、それにも対応できるところは、そういう形で対応できるよう発展していただければよいかと、そういうことについて必要な支援がありましたら、県もスキルアップやハード整備などの政策ツールは構えていきたいと思っています。

◎横山委員 これは平成25年度決算です。平成26年度に向けての予算が組まれているわけですが、平成24年度と平成25年度の決算額と、それから平成26年度予算の執行状況等はどうなっていますか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 平成24年度のあったかふれあいセンターの事業費は、1億2,988万1,000円でした。平成25年度は資料にもありますように、1億80万円です。

◎横山委員 大事な平成26年度はどうなっているか。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 平成26年度は、今は1億4,000万円です。

◎横山委員 市町村との連携、話し合いのもとでやっているわけですが、補助金の執行状況を教えていただきたい。

◎井上副部長兼地域福祉政策課長 今、申し上げたのは、現時点での執行見込みです。

◎横山委員 平成24年度で1億3,000万円ぐらいですかね。平成25年度が少し少なかったかと思いますが。これは県政の主要な福祉の事業ですので、県として予算を組んで使ってもらおう努力はしないといけないと思います。やはり市町村は財政が厳しいので、市町村が予算を積極的につぎ込むことについて、いろいろ課題があるのかもしれない。そうなってくると、やはり県の役割は大きいと思います。それで予算で組んだ事業が市町村に向かなければいけません、できるだけ地域の福祉に役立つ形で予算執行できるようにお願いできたらと思います。

◎井奥地域福祉部長 補足します。あったかふれあいセンター事業費補助金は、市町村が財源充当するときに、過疎債を打つ、県の補助金をもらう、国の交付金を全部充当する、この三つのパターンがあります。最終的に過疎債は、市町村振興課の枠の問題があり、補助金を使うか、使わないかの決定がおくれることがあります。国の交付金を使うときには、交付金のメニューに該当する内容をきちっとしないと、後で会計検査があります。それで目いっぱいとするところもあれば、それは少し使いにくいので使えないというところもあります。当初、恐らく一つの要素としては、こういう財源構成でやるといったときに、最終的に、その財源に交付金が充当できなかつたとか余分に充当できたことで、不用が出てくる要素があります。

もう一つ、あったかふれあいセンターは、人件費について一定地域の方に活躍してもら

っていることで、単価が少し安い部分があり、定着率が悪い部分があります。どうしても途中で退職ということで、減が出てくることもあります、実際の事業費としては、それほど、ここで言う不用に反映される形ではないのではないかと考えております。

◎横山委員 それは執行部の思いです。私自身は決算書を見てそう思ったので話をしています。集落活動センターやあったかふれあいセンターは、市町村が事業を行う形に育てないといけません。補助金をもらってやるのでは、補助金がなくなったらやめないとけないことになります。そういう施設をつくり、育てることが大事です。今は、補助金をどんどん使っていて、どういう形にすれば、それが継続して地域の産業や福祉を守れるかという形までいかないといけないと思います。財政もいろいろ工夫しながら使っていると思います。それで不用が残ったのかもしれませんが、せつかく福祉のために予算を組んだので、場所もふやすあるいは事業メニュー等もふやす中で、できるだけ予算を執行する形にさせていただけたら。そのためには、やはり市町村との連携が大切ですので、市町村と話し合いながらこの事業はできるだけ残して、独立してやっていけるような育て方をしないとけないと思います。その思いで話をさせていただいたところです。

◎井奥地域福祉部長 少し私の説明が足りなかったと思います。結果的に県の補助金を使わないほうが、市町村にとって、より負担が少なくて済む執行の仕方があるわけです。例えば、過疎債を使うと裏負担の部分について最終的に精算が上がったときに、その半分を見てくれるということになれば、あえて県の補助金を入れない形で、国費と過疎債をうまく組み合わせることによって、より多くの事業ができる選択をされる市町村もあるということです。そういう趣旨で私は言いましたので、委員が言われるように、こちらが経費節減するために財源構成するというのではなく、市町村が知恵を出して、結果的により負担が少ないやり方でやるということです。

◎横山委員 わかりました。過疎債が使える市町村は、県下では限られているのですか。

◎井奥地域福祉部長 そうです。

◎横山委員 過疎債が使えるところでは過疎債を活用したらよいと思います。しかし、過疎債が使えないところにもあったかふれあいセンターをつくらないといけないわけですから、そういうところにも県の知恵が要るのではないかという話です。もう終わります。

◎土森委員長 いろいろ出ていますけれども、これは2月に8,473万5,000円の減額をした。その上で不用額が2,065万円も出た。これは不思議だ。そのことを言っているわけです。長過ぎてわからなくなったけれども、そういうことです。しっかり予算を組んで執行してください。

◎塚地委員 この間に町村合併もあって、地域で支えてきた役場の人たちや郵便局員がいなくなる状態です。やはり中山間は本当に大変な状態だと思います。民生委員をつくるのにも本当に御苦労がある。やはり一つのキーパーソンだった保健師も十分に置けない状態

も生まれてきているわけです。役場の職員も減らされていて、地域できめ細かに相談できる働き方ができなくなっている現状があります。地域福祉でボランティアに頑張っていたことが、当然一つの柱ですけれども、本来担うべき行政のマンパワー自身が少なくなってきたいて、そこをどう大きくしていくのかが、これからのポイントではないかと思えます。三位一体改革以降の現状にどう対応するのかという議論も必要で、やっとな地域創生という動き、中身がどうなっていくのか、もろ刃の剣みたいなところがありますが、知事が言っているように、中山間地域でみんなが生き残れるようにする、そのために何が必要かを福祉の視点でしっかり政策提言していただく。あつたかふれあいセンターもやっとな国の交付金も認められるところになってきた。それも意味のあつたことだと思いますけれども、池脇委員がおっしゃったことと、少し角度は違うかもしれないですけれども。現状、何が課題なのか、今度の地域創生の政策づくりに当たって、福祉ではこれが大事ということ、ぜひ現場の声も受け取っていただいで提言もしていただきたい。要望ですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

これで地域福祉政策課を終わります。

〈高齢者福祉課〉

◎土森委員長 次に、高齢者福祉課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎西内(隆)委員 老人福祉施設等整備事業費補助金についてです。これは昨今の建設事業の集中や資材高騰のあおりを受けてだと思えます。一方で、事業体の収入は介護保険制度で一定に決まる中で、この資材高騰などをどう処理したらよいかという事業体側の悩みもあると思えます。この問題について、県の考え方、見解はありますか。

◎中村高齢者福祉課長 当課としては、特に事業者に対して指導等を行っていることはありませんが、設計変更の際し、いろいろと相談を受けております。具体的な整備に当たり、公募という形で事業体を募って整備を進めています。その公募の要件に該当しなくなるような設計変更等は認められないということで、話し合いの中で可能な設計変更を選択していただくことになっております。

◎西内(隆)委員 いろいろなところで材料を変えるなど、涙ぐましい努力をされているという話を聞いているところです。中長期にわたって運営が安定しないといけなですけれども、例えば、ほかの県の取り組みで、この事業費補助に県単で上乗せをしているところはなですか。

◎中村高齢者福祉課長 他県の状況について、今把握しておりませなけれども、今年度、予算を組んだときからは単価アップをしております。この事業につきましては、基金を活

用して整備を進めており、基金の残高に応じて、今年度の当初予算から少し単価をアップしました。

◎西内（隆）委員 もし他県の取り組みで、そういうことをやっているという情報があれば、また教えていただければと思います。

◎土森委員長 資料があれば、提出してください。

◎金子委員 老人クラブ活動育成事業費です。先ほど地域福祉政策課でありました支え合いの地域づくりに老人クラブを積極的に活用していただく。老人クラブは生きがいの一つであるわけです。2,700万円も県下で補助金がありますが、内容は清掃のほうきや鎌を買ったなど、本当に時代錯誤も甚だしいもので、それ以外は補助事業にならないということです。もっと人材を活用した補助金を幅広く使えるように、ぜひ平成27年度から実施していただきたい。今のままでは補助金をただ投げ与えているだけです。極端に言えば、もっと地域づくりに積極的に参画できる体制のために補助金が見えるようにぜひ改めていただかないと、補助金をもらって老人クラブは減るばかりです。

◎中村高齢者福祉課長 来年度4月から介護保険制度の見直しが始まり、その中で地域支援事業の見直しがありますけれども、元気な高齢者を、例えば生活支援、多様なサービスの主体として地域でいかに活用するかが一つのテーマになっております。来年度に向けて、老人クラブ、福祉、シルバー人材センターの人材などもそういうボランティアの主体として地域で活躍していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

◎金子委員 私は、今、老人クラブの質問をしています。それを全体でトータルすると薄くなるわけです。課長の気持ちはわかるけれども、成果が上がってきません。ですから、一つの事例として老人クラブを地域の見守り活動などに積極的に参画させる。当然、ガソリン代も要るわけです。元気な老人が地域の見回りをやると民生委員の仕事ができなくなる。それにかわる仕事が元気な老人でいっぱいできるわけです。そういう活動に対してもぜひ補助金を活用できるように、そうやって成果を一つ一つ細かいものから生み出していくことで、ぜひ検討ではなく、実施しますぐらいの答弁が欲しいです。

◎土森委員長 予算の関係が出ましたが。部長いかがですか。

◎井奥地域福祉部長 金子委員のお話ですけれども、委員も御存じだと思いますけれども、老人クラブの認知症サポーターの養成講座などを主体的にやっています。あと、課長も言いましたように、生活支援サービスなどにもシルバー人材センターを通じて参加したいという動きはあるようです。委員がおっしゃるように、補助金をうまく活用して目に見える形で会員のモチベーションを高めて、やる気を促していくことは必要だと思います。補助金の使い方はもう1回精査をさせていただきたいと考えております。

◎金子委員 今、老人クラブを解散するところがあります。決算を上げることができない会長がおります。なぜかと言えば、補助金が現実と乖離した状況なのです。そういうとこ

ろを一つ一つチェックしてください。老人クラブを続けたいけれども、決算を上げることができないからやめますという老人クラブもあります。もっと柔軟に、実際に活動できたことに対する補助で成果を高めていくよう、ぜひ見直ししていただきたいと思います。今のままだとこの2,700万円が全部生きてないです。

◎中村高齢者福祉課長 中身を精査させていただきます。

◎土森委員長 今の老人クラブの件です。元気でも、老人クラブに入っている人と、入っていない人がおります。この年齢層をいかに元気に使うと言ったら語弊がありますが、社会のために貢献をしてもらうかということになると、組織的には老人クラブです。老人クラブの加入率はどれくらいですか。

◎中村高齢者福祉課長 老人クラブの加入率ですけれども、大体13%程度と認識しております。

◎土森委員長 随分、加入率が低いです。前にも指摘したことがありますけれども、できるだけ多くの人に老人クラブに加入していただいて、その活動に参加してもらうことが本人の健康元気にもつながっていきます。それから、人のお世話をできるという喜びにもつながってきます。そういう中で、県の指導として加入率を高めていくことも大事なことだと思います。当然のことながら認知症の問題、高齢者の医療・介護・福祉の関係にもつながってきますので、ぜひ、そういう意味でも努力をしてほしいと思います。いかがですか。

◎中村高齢者福祉課長 今年度、退職前の方を対象に、生きがいつくりや退職後の人生設計などを含めたサポートをする事業を新たに始めております。そこから老人クラブに誘導していくことを考えております。

◎井奥地域福祉部長 委員長の話にありましたように、老人クラブ連合会も組織率の低下には危機感を持っています。一方で、精査したわけではないですが、老人クラブに加入している方の要介護者の出現率と後期高齢者の医療費を使う率は、非常に低いという数字もあるようです。結果的に、老人クラブに入って、そういう活動をすることによって、日ごろの医療費が低くなる。そういう面でも元気で健康寿命が長くなるので、一番よいことです。そういうデータも聞いたことがあります。組織率の問題は非常に危機感を持っていますので、クラブに加入することのPRも含めて、事務局と相談してみたいと思います。

◎土森委員長 年をとって楽しい生活を送ってもらえるように。オールドパワー文化展が毎年行われています。これはパワーがあります。107歳の大山初子さんが、毎年、百人一首を書いて有名になっています。島田一夫さんも洋画を描いて出しています。あれは入場者が相当多い。そこには、高齢者という中でもこれだけできますよというものを見せています。そういうことも含めて、老人クラブの中で趣味の会などをいっぱいつくっていただく。そういう方向で取り組んでいただくことが元気を与えることになる。107歳で毛筆の百人一首、きれいな字を細字で書いています。そういう人たちがいることも認識した上で、

ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎横山委員 今、老人福祉施設の建設等について繰り越しという形で、大体事情はわかりました。ある程度そういうこともあるかとは思いますが、次年度に5億円ぐらいの繰り越しがあるわけですが、平成26年度の老人福祉施設の建設について支障はないですか。

◎中村高齢者福祉課長 平成25年度から平成26年度に繰り越したものは、予定どおり開設が進んでおります。既に開設したものも多くあります。

◎横山委員 市町村や事業者が中心になって建築に取り組むわけですが、用地や補助事業などについて、いろいろな制約や課題が出てきた場合には、県としても応援をしていると思います。そこらあたり、県の繰越額がある中で、県の役割というのをどう果たしておりますか。

◎中村高齢者福祉課長 入札不落の場合等はすぐに事業者から報告がありますので、次のスケジュールについて事業者と綿密に打ち合わせながら行っております。基本的には、年度内に整備していただきたいと話しておりますけれども、大きな設計変更を伴いますと時間も必要になります。そこは、繰り越しが生じているところです。

◎横山委員 できるだけ事業計画を立てて建設を。高齢者で介護を受けている方は、新しい施設で生活したいと待っております。県ができることは積極的に対応されていると思いますが、ぜひ対応をお願いしたい。

もう1点。介護保険施設等のスプリンクラー等整備について、以前、一般質問した経過があります。今回スプリンクラー等整備事業費補助金が3町ぐらいで交付されたかと思えます。それで一応スプリンクラーの設置を義務づけられている施設での設置はもう終わったのか。それとも、まだスプリンクラーの設置をしなければならない施設の状況はどうなっているのか。

◎中村高齢者福祉課長 特別養護老人ホームにつきましては、もうスプリンクラーの設置は完了しております。認知症グループホームについても完了しております。ただ、新たに今度の4月から適用になります部分につきましては、まだ対応できていない施設がありますので、9月補正予算を活用し、スプリンクラーの設置を促進してまいります。

◎横山委員 福祉施設の火災は、死に至る状況で大変心配されますので、ぜひ、4月以降、積極的な対応をされていると思いますが、今後の積極的な対応により、施設整備が十分でない介護や福祉施設などについて100%完了という状況になるようお願いしたいと思います。

◎田村委員 一つだけ教えてください。④の51ページの認知症の介護指導者養成関係です。独立行政法人国立長寿医療研究センターですが、ことしは修了者が一人ですか。それから、認知症対応力向上研修事業委託の修了者の医師会の160人、それから看護協会の149人は、ここが主催をして、県下の対応できる施設の職員に研修を行ったということですか。それ

とも医療関係だけですか。

◎中村高齢者福祉課長 まず、認知症サポート医養成研修事業委託費につきましては、平成25年度は医師1名が研修に行きました。それから、認知症対応力向上研修事業委託につきましては、それぞれ医師会と看護協会に委託しました。医師会につきましては、医師を初め医療機関に従事する方、看護協会につきましては、看護師と医療機関に従事する方ということで、それぞれ研修を実施しております。

◎田村委員 老人施設の方は対象ではないですか。

◎中村高齢者福祉課長 この部分につきましては、認知症の方が、例えば医療機関等に来た場合に、まだまだ十分な対応ができていないところもありますので、そこを補完するためにやっている事業です。

◎田村委員 老人施設は必要です。今年度はわかりませんが、老人施設で認知症が発見されるようなことがふえてきておりますので、対応する職員の養成に留意していただきたいと思いますが、平成26年度には予算は組んでないですよ。予算のことを聞いてはいけないと思うが、どうですか。

◎中村高齢者福祉課長 認知症につきましては、福祉施設の職員に対する研修会を実施しております。対応が可能なように研修は既に行っております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、高齢者福祉課を終わります。

〈障害保健福祉課〉

◎土森委員長 次に、障害保健福祉課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 きょうの地元紙にも出ておりました南海学園の件です。監査指導のあり方がどうだったのかということなどもあろうかと思いますが、夜間の体制の問題、人的な助成など、県としてこれまでどういうふうに監査と支援の両面で対応してきた、これからどういう対応を考えておられるのか。改善計画は10日付で出てくるという話なので、それも受けないといけないとは思いますが、そこを教えてくださいませんか。

◎福留副部長 南海学園におきまして、利用者の居室に施錠する身体拘束に該当する不適切な行為があった。その行為について、なぜ、どういう時間に行ったのかという記録がないことが施設の基準に違反するというので9月に文書指導を行っております。委員がおっしゃるとおり、来週11月10日には施設から改善報告がされる予定です。

南海学園につきましては、平成18年に県立の施設から民間の来島会という社会福祉法人に民間移管をしたものです。夜間の体制につきましては、こちらの施設はユニットケアの建物に建てかえをしました。ユニットケアの建物が4棟あったと思います。そちらに夜勤

の職員が入るということで、当初は、各棟に一人で4人体制だったと記憶をしています。今の夜間の体制については、私は承知しておりません。夜間の支援体制につきましては、障害者総合支援法の中で、夜間支援体制をとったところには報酬が加算される制度になっております。南海学園は、その加算を活用して夜勤の職員を配置している状況です。

ユニットケアにしたことで、なかなか職員の目が利用者に届きにくい環境になっており、そのことにつきまして、保護者からもいろいろな御意見をいただいております。夜間の支援体制、日中もそうですけれども、職員の配置について適切かどうかにつきましては、これまでも県から施設へ話をしてきたところですが、今回、施設につきまして、障害者虐待防止法に基づく通報ということで立入調査をしたところ、新聞に出たような状況です。ちゃんと記録がされていないということです。必要性の判断についても、それをきちんと行ったかどうかという点も記録がないために確認ができないということです。

来週、改善報告書が県に提出されますので、不適切な身体拘束の解消を含む入所者の支援内容の向上につきまして、県としても継続的な指導と助言を行っていきたい。どうすれば入所者の支援内容が向上するのか、施設と一緒に考えて取り組んでいきたいと思っています。

◎塚地委員 相当重度な方を受け入れてくださっている。そういうことが当初からの約束でもあったので、そういう対応をしてくださっているのですが、それにふさわしい県のバックアップ体制も必要です。きちんとした職員の配置、職員のスキルなども、官から民に移行したので、そこにお任せというわけにはいかないの、きちんとした対応と人的にもバックアップ体制を、かつて県立だったときに人を置き過ぎではないかという話もありましたが、やはり実態は人を配置しないと難しいのではないかと思います。ぜひ、施設のあり方も、今おっしゃったけれども、ある意味、虐待に近いことが起こることが今後ないように、万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

◎土森委員長 質疑を終わります。

これで障害保健福祉課を終わります。

〈児童家庭課〉

◎土森委員長 次に、児童家庭課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 母子家庭の自立支援事業費です。280万円ぐらいの不用が出ていますけれども。これは何か主な要因みたいなものはありますか。

◎森児童家庭課長 当初、県全体で133件の申し込みがありました。そのうち県では、町村に補助しております。県は最終的に15件に補助させていただきました。当初より若干、見

込みが下回った状況になり、不用が出てきている次第です。

◎塚地委員 15件は、就労支援、技能、どういう事業ですか。

◎森児童家庭課長 高等職業訓練促進事業です。六つの資格取得を選定して、それを受講する方に補助するものです。

◎塚地委員 看護師などだったと思いますが、新たに対象の職業枠が広がったのですか。

◎森児童家庭課長 ことしの4月から言語聴覚士について広げて、現在、六つの資格を対象としております。

◎塚地委員 町村分と分けて県の分で、その分け方がわからないのですが、どういうことですか。

◎森児童家庭課長 市については、国から3分の2が直接補助されます。市で3分の1を負担していただくこととなります。町村分についても県が3分の1を負担しまして、国が3分の2を補助する形になっております。そういう制度の仕組みなので、市の分については市に直接申し込みいただく形になっております。

◎塚地委員 最初から何人分程度みたいな枠が決まっているのですか。

◎森児童家庭課長 予算の範囲でということ、それから予算が足りなければ補正も考えられますので、特に枠はありません。前々年は143件ほどでしたし、平成25年度は133件ですので、依然、人気の高い状況だと受けとめております。

◎塚地委員 母子家庭の低所得は子供たちの貧困の連鎖の問題で、大きい課題だと思いますので。積極的にアピールして、活用していただくようお願いしたいと思います。

◎森児童家庭課長 PRにつきましては、ことし10月に全世帯向けに、しおりを作成して配布するように市町村に御協力をお願いしました。そういった形で周知に努めていきたいと思っております。

◎西内（隆）委員 母子寡婦福祉貸付制度ですけれども、10月から父子も対象になりましたか。

◎森児童家庭課長 委員のおっしゃるとおり、4月に法改正があり、10月から施行ということで、父子も対象になったところです。

◎西内（隆）委員 その10月の周知に含まれていると思いますけれども、県民に広く知っていただいて、本当に困っている方に使っていただけるような環境整備に努めていただければと思います。

◎横山委員 父子に対する、母子並みの支援が非常に時間がかかって、ようやく支援を受けられる形になったわけですが、この資料を見ますと、まだ母子中心で事業が組まれている。そんな思いを持ちました。男女共同参画型社会の中で、今、特に女性の地位向上や活動範囲の拡大ということで、どんどん女性が強くなっており、事業名が母子福祉推進事業費や母子家庭等の自立支援事業等といった母子が中心です。お父さんも父子の中で子育て

しているという話が西内（隆）委員からもあり大変な状況です。同じような状況ということで、父子に対して、今後、県としての取り組みはどんな形で進められますか。

◎森児童家庭課長 もともと、ひとり親家庭に対する支援と考えております。ひとり親で言いますと、推計で1万4,900世帯ほどおります。その中で、母子家庭が1万2,700世帯、父子家庭が2,200世帯で見込んでおりますので、割合からいえば、母子家庭のほうがかなり多い状況もあります。就労の割合につきましても、父子の場合は無職が6%ぐらい、母子の場合は12%ぐらいで、かなり母子のほうが人数、割合とも高い状況です。

委員がおっしゃった父子への支援ですけれども、基本的に法律の中で、母子、父子ともほぼ同等の事業をやっていくということで、法律的にも整理がされてまいりました。県としても、母子家庭、父子家庭という呼び名ではなくて、ひとり親家庭への支援ということで、一体的に進めていきたいと考えております。

◎横山委員 特別会計の貸付金なども母子になっている。そこらあたりもひとり親家庭という形で、事業の名称を同じような形で表記できるように、男女平等の取り扱いをしないといけない時代になっているのではないかとお願いです。

◎森児童家庭課長 平成25年度決算ではそうなっておりますけれども、ことしの法改正の中で、名称も父子を、きちんと平等に入れるところは入れる形で整理してきております。来年度以降は、委員御指摘のところは解消されると考えていただいてよろしいかと思っております。

◎井奥地域福祉部長 どうしても年度途中の予算処理になりましたので、今回はもう。

◎土森委員長 質疑を終わります。

これで児童家庭課を終わります。

昼食のためこれで休憩したいと思います。再開時刻は午後1時とします。

御報告いたします。井上地域福祉部副部長が公務のため、午後は欠席ということです。

(昼食のため休憩 11時58分～12時59分)

◎土森委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈少子対策課〉

◎土森委員長 次に、少子対策課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎田村委員 説明資料の64ページ。企業での子育て出前講座の実施の概要を少し教えてください。

◎西村少子対策課長 企業から子育てに関する要請を受け、例えば保育士や助産師が行っ

てベビーマッサージなどを教える、読み聞かせについて、読み聞かせ団体の講師に来てもらう。企業のニーズに合わせて、子育てに関連する講座を開きたいので支援してほしいという要請を受けてやるようにしています。

◎**田村委員** 会社に対する制度、子育てに対する優遇制度などは余りないですか。

◎**西村少子対策課長** それは、今やっている部分では、特に大きくはありません。

◎**田村委員** 企業は、そのことによって少し優遇制度などがあるのかを考えるので聞きましたが、そういうことはないわけですね。

◎**西村少子対策課長** 次世代育成支援制度がありまして、こちらは雇用がやっています。一定の計画を立て、子育てだけでなく、例えばワークライフバランスなどに配慮した計画をつくりましょうというのがあります。次世代育成認証制度でやっていただいている部分があり、そういう中で認証を受けることによって、県では、例えば入札参加資格において多少ポイントがあるなど、また、国の制度としては額的には大きくないですが、この計画を立てた認証企業がいろいろな事業を申請すると、国から一定の助成がいただけるようなものはありますが、私どもの所管ではありません。ただ全体として企業を支援するものはあります。

◎**田村委員** せっかくなら包括的にしたほうがよいのではないかと思います。これから、回数も少ないですけれども、職場を支援することは子育ての大きな力になりますので、ぜひとも制度を有効に生かしてやっていくように。

◎**西村少子対策課長** おっしゃるとおりです。県民会議などでも声かけはしていますが、さらに理解を深めていただいて、もっと手が挙がるように頑張ってもらいます。

◎**横山委員** 説明を受けながら、出会いの場をつくり、それが結婚に結びつくことは、なかなか難しいと感じました。それで出会いきっかけ応援事業補助金という市町村への補助金にかなりの不用がある。450万円の予算で364万円が使われていて、後は残った。これに対する市町村の思いが伝わってきません。市町村の取り組みの状況はどうか。

◎**西村少子対策課長** まず金銭的な部分では、この事業は市町村がやられてもそんなにお金がかかりませんので、その部分での不用は若干仕方がない部分があります。例えば、飲食の部分は個人が負担していますので、会場とPRの部分だけだろうと思います。ただ、市町村でやるに当たっては、例えば1市町村だけではどうしても住民に限られてしまうのでやりにくいということがあります。県で事業をやるようになったのもそういった経緯があるのではないかと思います。県でやれば、もう少し広域でやれるので、違う市町村の方も参加しやすいことがあり、県として実施させていただいていますが、やはり自分の町でやりたいという町村に対してはこういう制度もあります。別の形では、商工会議所の連合会などでやっていただくほうがもう少し広がりがあるということも考えられますので、県民会議に商工会議所や農協なども入っています。農協や商工会議所の県の団体にも入って

いただいて、制度的にも県がバックアップするものに力を入れて、もう少し活性化をさせていきたいと考えています。

◎横山委員 やはり県がバックアップしながら、広域でやらないといけないと思います。県としても、出会いのきっかけ応援事業を800万円ぐらいの予算でやって、平成25年度の参加者の状況で、結婚までこぎつけた組はどうだったのか。それから、出席した方はある程度思いがあって、極端な話をすれば、なかなか思いどおりの人があらわれなかったということになると思いますが、そうした方に対する事業の後の取り組みについて、説明していただきたいと思っています。

◎西村少子対策課長 平成25年度は12回開催しました。参加者自体は最終的にどうしても男女の数の関係もありますが、2,000名余りの応募があり、最終的に741名が出席しました。その中で、カップルは135組ですので、36%ぐらいとなっています。委員がおっしゃったように、本来、カップルができて終わりではなく、おつき合いをしていただいて成婚にまで結びつくのが、本来の最終の形だと思います。なかなかそこまで、私どもも手を足すことができていませんでした。例えば、こういうイベントの前段で講習を入れる。特に男性は多いですが、例えば結婚したいが、30歳過ぎまで女性とつき合ったことがない方もおられます。そうすると男性には、女性の気持ちなどもわかってもらわないといけない。女性には、男性の気持ちをわかってもらわないと交際が続きません。だから、そういったことを学んでいただく。また、コミュニケーションも大事ですので、講習も交えながらやっていけないといけないということで、平成25年からそういったことをやり始めました。平成26年度は国の交付金なども活用して、そういう若い方への研修もやっています。そういう意味で、委員がおっしゃったように独身者に機会だけを提供してきましたが、機会の提供からもう一歩進んで状況に応じた支援をしていきたいと考えていますので、そういったフォローをこれから拡充していきたい。来年度以降に向けてもっと支援をしていきたいと考えています。

◎横山委員 国も少子化対策に本腰を入れています。いろいろな事業等、国からも交付金等がおりてこようと思います。結婚して子供を産み育てるのが人類の基本ですので、ぜひお願いできたらと思います。

◎池脇委員 ちょっと質問の角度が違いますが、少子対策課というネーミングですけれども、子供をふやす事業をやろうということですよ。けれども、ここは少ない子供に対する対策という課名になっていますよね。一般的に、例えば少子化というのは使いますが、行政の課のネーミングとしては、少ない子供、少子の対策をどうするかというと、今は現実的に少子化が進んでいる。それに対してどんな対策をしたらよいのかは理解できるけれども、子供をふやさなければいけないわけで増子ですね。ここに意識の問題もありますし、積極的か消極的かも出てくるとおもいますけれども、そのあたりについて、部長に聞きたい。

少子対策課、少子化対策課だったら、まだ理解しやすいですよ。ここのところについて御意見を。

◎井奥地域福祉部長 委員の御指摘の話で、これは少子化の問題ですよ。やはり広がりがあります。現実の問題として、合計特殊出生率が、なぜ1.4前後に落ちるのかということは、結婚していない晩婚化と晩産化が進んで、生涯未婚率が上がってきて、結婚しない方がふえてきているということです。課長から説明があったように、少子対策課では、最終的に、産む産まないは個人の選択の自由ですが、そういう部分で集中的に出会いのきっかけ事業などに取り組んでいます。

一方で、これまで国の施策の中心であった子育て支援みたいな取り組みもあります。そういうところで、少子化の問題を捉えるときに、何に重点を置いていくかも非常に微妙なところがあるかと思います。地域福祉部で受け持っている業務としては、今こうなっているということで、その周辺にはいろいろな問題があって、少子化に総合的に取り組まないといけないことがあるのも事実です。

この問題について、県庁内でどういうスタンスで、将来をにらんでやっていくのかということになれば、委員がおっしゃったように、この少子対策課がどこに軸足を置くかによって、ネーミングも微妙に動いてくるのかなという気はします。

もともと背景としては、前に県議会の少子化対策特別委員会の提言を受けて、組織した経緯もあります。

◎池脇委員 人口減少はますます進み、そういう状況の中で、人口の増加をどう図っていくのかというようなことで、政策として積極性を持つならば、現状の少子化にどんな手を打っていくのかは、あくまでも歯どめの段階であって、もう一步そこを超えて増子化にしていけないと、結局は、だんだん寄り切られてしまう。そういう意味では、もう少し前向きなネーミングでもよいのかなという思いがありました。むしろ、そういう思いでないと、高知県の人口減少や少子化に対してなかなかそれを打ち破ることは難しいのではないかと。だからネーミングの中で、もう少子化を受け入れて、その中で少子化の進む速度を少しでも遅くできればという対策に陥ってしまうのではないかと。それで本当にいいのかというのがありましたので、せめて名前だけでも、勝てるような名前にしたらどうかというのがありました。決算とは関わりがなかったですけども。

◎金子委員 予算の項目の中で、少子化対策推進費、少子化対策県民運動推進事業費、地域子育て推進事業費、それぞれ関連して似たようなことがごちゃごちゃしています。一つにまとめてやったほうがもっと実効性が伴うのではないかと。似たようなものを別々にパンフレットをつくるよりも、一つにまとめてやるほうがアピールが強いのではないかと思います。あまり細分化し過ぎて、どこが違うかなと思って説明を聞いていましたが、これはPDCAサイクルを回し、まとめるものはまとめて効果が高まるようにしていただきたい

と思います。

◎西村少子対策課長 御指摘は、細目名が同じようなものが並んでいるということだろうと思います。それぞれ、少子化対策県民運動は県民会議の名前をそのまま持ってきているところもあります。そのあたりの事業名や、委員がおっしゃるような外に出していくときのPRは事業をもう少し踏まえた上で、事業の名前などは検討させていただきたい。確かに似たような名前があって、見たときにわかりづらい部分について、もう少し考えてみたいと思います。

◎塚地委員 例えば地域少子化対策強化交付金などでは、使用目的が一定限定される。その部分では、例えば保育料や医療費の無料化などをずっと積極的に県より先行してやっている市町村もあります。そういう市町村がフレキシブルに使える交付金が望まれている部分もあるのではないかと思います。そういう意味で、先ほど言った事業費も限定せずに、市町村にとって使い勝手がよいものを増額していく検討が大事ではないかと思いますが、そこも含めてどうですか。

◎西村少子対策課長 地域少子化対策強化交付金につきましては、昨年の知事会の提言で、国にもようやく認めていただいて30億円の枠ができました。この事業自体は新規先駆性のある事業をとということで、既に国で事業化されているものはだめといったいろいろな制約があります。現在、地域少子化対策を国も抜本強化するのであれば、もう少し地方が独自に考えて、地方として必要なものを柔軟にやらせていただけるような制度をつくってほしい。今の地域少子化対策交付金はせっかくつくっていただきましたが、もう一つ柔軟に活用できる交付金に変えていただけないかという要請は、引き続き知事会でもしております。そういった形になれば、市町村や県も取り組むときに、それぞれの地域の実情に応じた柔軟性のある取り組みが加速化できるのではないかと考えています。引き続きそこは、国に対しても言っていきたいと考えています。

◎塚地委員 よろしくお願ひします。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、少子対策課を終わります。

〈福祉指導課〉

◎土森委員長 次に、福祉指導課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎加藤副委員長 生活保護の受給者はこういった傾向にありますか。

◎矢野福祉指導課長 平成10年度以降、増加傾向にあったのが、昨年度ぐらいから減少傾向が見られるようになっております。例えば、平成24年度は月平均で2,433人ぐらいに生活保護受給していましたが、それが平成25年度の月平均では、2,383人に減っております。

全国との比較では、直近の平成26年7月、全国の保護率が千分率で17パーミルに対して、本県の保護率が28.1パーミルです。したがって全国平均の1.6倍で依然高い状況にあり、全国で上から3番目になっています。

本県での保護率が高い理由としては、稼働年齢層の県外流出、県民1人当たりの所得や有効求人倍率が恒常的に低い、少子高齢化による県人口の減少などが理由として考えられます。

◎加藤副委員長 全体的に減少傾向にある中で、市町村によってもパーセント、人数にばらつきがあると思いますが、市町村の傾向はどのように分析されていますか。

◎矢野福祉指導課長 圧倒的に生活保護受給者が多いのは、やはり高知市になります。高知市が県内全体の受給者の過半数を占めています。各市につきましては横ばいからやや減少傾向で、県が所管します町村部につきましてもここしばらく少しずつ減少で推移しています。

◎加藤副委員長 生活保護の現場は、市町村の窓口の方が担っているわけですが、私も現場の方から窓口対応について、いろいろと御意見を聞いて対応することがあります。直接、県ということではないですが、やはり本当に生活困窮の厳しい方から、不正受給を迫ってくるような強硬な方など、いろいろ窓口に来る方に幅がある中で、市町村職員は対応していく必要があると思います。そういう意味では、極端に厳しい対応や本当に言葉一つ一つに繊細な対応が求められる場面など、職員の対応に高度なものが必要になってくると思います。人材育成や対応の仕方は、市町村によってもスキルにレベルの差が出てくると思いますが、県としては何か対応を検討されていないでしょうか。

◎矢野福祉指導課長 基本的に実際に受ける方は、各市町村にお住まいの生活保護受給者になります。制度的に生活保護は市については各市が、町村分については県、実際には福祉保健所が実施します。その関係もあり、市の場合は直接市の福祉事務所に生活保護の相談や申請が回されます。県が受け持つ町村の場合は、まずは町村役場に相談や申請をするようにしております。したがって、県は直接福祉保健所が受けるということではなく、町村経由で申請も回ってくる形になります。

昨今、生活保護受給申請に対する水際作戦の問題点ということも言われております。したがって、申請窓口で理由なく申請自体を拒むことがあってはなりませんので、特に町村部において生活保護を受けたいという申し出があれば、必ず申請書を手渡して、とりあえず申請してもらおうようにと話をしています。申請を受け付けて、処理する段階になったら町村の職員ではなく、県の職員が対応する形になるわけです。

実際に対応しておりますのは県の職員、それから市の職員という形になりますので、県としましては、毎年、年度当初に、生活保護専門のケースワーカーになった方を対象に研修会を開いております。その研修会で、制度自体の説明、概要などに加えて、1日の研修

でなかなか行き届かない部分がありますけれども、ケースワークのやり方についても一定の研修をするようにしております。

その後は基本的に各職場において、組織としての育成になります。そういったものにつきましても、福祉指導課では、最低でも年1回は指導監査で事務所に赴いております。そのときに話も聞いて、弱い点や問題点を把握する中で適切な助言をしています。

◎加藤副委員長 しっかり取り組んでいただいていることは、よくわかりました。県がやっているケースワーカーの研修について、市の職員に御案内を差し上げるとか、ソフト面の研修、例えば断り方や接し方などをより充実させてもよいのではないかと思います。そのあたりはいかがお考えですか。

◎矢野福祉指導課長 現実には国でケースワーカーに対するケースワークとしての研修会は開かれておりませんので、県の職員も含めて派遣することにはなっていません。一方、民間になりますが、ケースワーカーなりの講習・研修みたいなものを行っているのは承知しております。そういったものに対する派遣になりますと、県は県、各市は市ということで、それぞれ実施主体の考え方で、必要なら派遣することになるかと思っておりますけれども、市については、今のところ派遣する際に、県が特に補助することもやっております。また、市からもそういった要望も特に聞いておりません。

県の場合は、とりあえず県として、組織としての対応ということでやっておりますので、県もそういった民間がやっているケースワークの研修会への派遣にまで至っていないのが現状です。

◎加藤副委員長 わかりました。

◎土森委員長 日本国内で不正受給がいろいろ取り沙汰されて、いわゆるこのチェック機能を強化しないといけないという指摘もされています。この点について、県として、どういったチェック機能を果たしていますか。

◎矢野福祉指導課長 いわゆる不正受給防止のための最たるところは、収入などがあるにもかかわらず、黙って生活保護を受けたことが、本質的な問題になるわけです。したがって、定期的な収入申告書の徴収を各事務所が徹底するように指導しております。

年金収入の方や収入がない方、毎月収入申告書を取ってもあまり意味がない方についても、最低、年に1度は収入申告書を取るようにしております。定期的に働いている方については、当然、毎月収入申告書を出させるようにしております。

一方、その収入申告書を報告、申告しないといけない義務は、当然、生活保護受給者にあるわけです。それを徹底するために、毎年度当初に1回は文書で示して、そういう義務も徹底するというので、その取り扱いを徹底するよう各事務所に指導しております。

◎土森委員長 面接などはしないのか。

◎矢野福祉指導課長 委員長がおっしゃったように、ケースワークの根本は面談になりま

す。ケースによって毎月1回から3カ月に1回などの定期的な訪問時期があり、その時期を捉えて、必要な口頭での指導をやっていく形になります。その中で収入申告義務について、指導していく形でやっております。

◎土森委員長 話で聞くことですが、年金受給者と生活保護受給者との言い争いがよくあります。年金受給者はもっと厳しくチェックしてほしいと言います。その大きな理由は、我々は若いときから年金を積み立ててきたが、受給するのはわずか6万5,000円ぐらいしかない。生活保護受給者は本当に生活が厳しい方も多いが、同じ居酒屋で酒を飲んでいるのではないかと、そういう苦情みたいなものがあることも事実ですから、そこら辺はしっかりチェックし、話をしていくことが、最も平等の原則になってきます。しっかりやってください。

◎塚地委員 関連して。その不正受給が結構言われていますけれども、高知県内での発生状況はどんなものですか。

◎矢野福祉指導課長 まず不正受給に対する捉え方だと思います。いわゆる新聞報道、マスコミで報道されるような不正受給は、まさに詐欺であるような犯罪性が絡む不正受給だろうと思います。本県の場合、そういった意味での不正受給はほとんど起こっておりません。一番ポピュラーなのは働き出したにもかかわらず収入申告をしなかったことで、月々で言うと何万円ぐらいの行き過ぎがあったという事例や、年金は当然一定の年齢に達したらもらうようになるわけですから、年金が入るようになったら、当然すぐ申告してもらわないといけないですけれども、それを怠っていたという事例が大体で、そういうものを全部含めて国は不正受給で処理しております。本県の場合は、そういう意味での不正受給が大半であって、御存じのとおり、本県で全国報道されるような大きな事件は起こっておりません。そういった意味では、言われるほどの不正受給ではないと個人的には感じているところです。

◎塚地委員 ああいう取り上げ方をされることで、本来受けられる方が保護を受けなくなるという問題もあります。土森委員長がおっしゃったように、少額の年金の方も本来は保護を受けられますよね。6万6,000円しかなければ、本来は保護を受けられるのだけれども、何となく保護は受けたくないと思わせることに、むしろ問題があるのではないかと思いますので、そこらあたりは、保護を受けている方の肩身が狭くなることにならない、そういった人たちもきちんと受けられるような形にしていくことが、今の問題解決の上でも大事ではないかと思います。ぜひ、いろいろなところや窓口にリーフレットも置いて、御努力されているとは思いますが、今後とも、そういう形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎土森委員長 それと、市町村によってすごく温度差がある。西と東で。市町村の受給率など、1回資料を出してもらったよね。ああいう資料を出してください。出せますか。

◎矢野福祉指導課長 いわゆる町村別の保護者数の推移は、なかなか出しにくいですが、福祉保健所別の数でしたら、すぐにでも出せます。きょう手元に持ってありませんが、お返しするようにします。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で福祉指導課を終わりました、これで地域福祉部を全て終わります。御苦労さまでした。